

第29回群馬県スポーツ少年団 低学年軟式野球交流大会要項

- 1 趣 旨 県下の軟式野球を愛好する低学年のスポーツ少年団員を対象として、技術の向上と競技の喜びを体験させるとともに、団員相互の交流を図り、少年スポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。
- 2 主 催 公益財団法人群馬県スポーツ協会群馬県スポーツ少年団
- 3 後 援 群馬県 群馬県教育委員会 群馬県野球連盟 毎日新聞前橋支局 群馬テレビ
上毛新聞社 前橋市教育委員会 藤岡市教育委員会
- 4 主 管 群馬県スポーツ少年団軟式野球専門部会 前橋市スポーツ少年団 藤岡市スポーツ少年団
- 5 日時・会場 (予選リーグ)
1日目：令和7年10月11日(土) 藤岡烏川グラウンド, 前橋市敷島緑地,
ロード宮城総合運動場
(決勝トーナメント)
2日目：令和7年10月12日(日) ロード宮城総合運動場
- 6 参加資格 (1) 選手・監督は、日本スポーツ少年団に登録済みの団員および指導者であること。
チーム数 (各市町村本部の期限内に登録を済ませている者)
(2) 3年生以下の小学校児童とし、1団1チームの出場とする。
(3) 団員および指導者は、全員スポーツ傷害保険に加入すること。
(4) 登録人数が最低10名に満たない団は、同一市町村内で合同チームを編成できる。
ただし、3年生のみ登録で2年生以下の選手不足の団が、合同チームを編成する場合は、
片方の団に2年生以下の登録団員が合同チーム数以上いて常時出場させられること。
- 7 競技規則 (1) 群馬県スポーツ少年団低学年軟式野球交流大会競技運営上の細則による。
(2) 使用球は、軟式D号ボールとする。
- 8 チーム編成 引率者1名、監督1名、コーチ2名、スコアラー1名、選手20名(最低10名) 計25名以内
監督1名と、コーチ2名のうち1名は、スポーツ少年団の理念を学んだ有資格者であることとする。
スポーツ少年団登録条件の2名しかいない場合は、監督1名・コーチ1名でも良い。
※コーチ2名のうち1名は少年団登録者(スタッフ、役員)でも良いが登録証は携帯すること。
※監督・コーチは、公認資格+指導者研修(40P以上)の指導者とする
(未就学児の登録は、安全確保が困難なために不可とする。
◎その他の条件にあるとおり、指導者ライセンスの取得とポイントについては必須とする。
※大会当日、監督・コーチ有資格者の帯同ができなくなった場合には、上申書を提出することで、
別の登録指導者・登録者(役員・スタッフ)に委任することができる(1名の有資格者は必須)
- 9 申込先 別紙申込書により各市町村スポーツ少年団本部までメールで(申込書Excel・登録者名簿PDF)添付で申し込むこと。9月2日(火)必着(手書き不可)
※各市町村本部は必ず申込書の内容(登録者)確認し、9月5日(金)必着で下記①②に送信する
① 群馬県スポーツ少年団本部メールアドレス sposho@gunma-sports.or.jp
② 軟式野球専門部会 部会長 加藤 満 k.mitsuru.0526@gmail.com
(スポーツ少年団登録システム「名簿のダウンロード」から登録者名簿を必ず添付すること。

申込で不明の点は市町村担当者又は、ブロック責任者に確認する。

ブロック	責 任 者	郵便番号・住所・電話番号	郡 市
北 毛	佐 藤 力 也	〒371-0601 吾妻郡中之条町四万4237-34 (白) 0279-64-2508	渋川・沼田・吾妻・ 北群馬郡・利根郡
東 毛	和 田 久 雄	〒376-0001 桐生市菱町4丁目2218 (携) 090-2565-3210	桐生・太田・館林・ みどり・邑楽郡
中 毛	加 藤 満	〒370-3573 前橋市青梨子町1378 (白) 027-252-9397	前橋・伊勢崎・佐波郡
西 毛	武 井 道 夫	〒370-0802 高崎市並榎町69-9 (白) 027-364-4771	高崎・藤岡・富岡・ 安中・甘楽郡・多野郡

- 10 組合せ会議 各チーム代表者による抽選とする。（参加チームの監督・指導者1名はルール等の確認を行うため必ず出席すること。）確認した事は必ずチームに周知徹底すること。

令和7年9月20日（土） 17:00～

ALSOKぐんま総合スポーツセンター本館3階 第1研修室

〒371-0047 前橋市関根町800 Tel 027-234-5555

- 11 参 加 料 1チーム 3,000円（組合せ会議時に納入すること。）

12 そ の 他

- （1）参加については、大会全日程を検討し、学校行事等を確認したうえで申込すること。
- （2）参加選手は、登録団員章を右腕に付けること。代表指導者・監督・コーチはJSP0公認カード及び指導者研修証を必ず携帯する。コーチ1名（スタッフ・役員登録で認める）、スコアラー・引率責任者（スタッフ・役員登録）も役員登録証を携帯すること。
- （3）競技上の問い合わせは各ブロックの責任者へ行うこと。
- （4）開会式および表彰式については組合せ会議にて通知する。
- （5）各チーム代表者は参加者の保護者に参加の承諾を得て、申込を行うこと。なお競技中に事故が発生した場合、応急処置については行うが、補償については各自で加入しているスポーツ傷害保険で対応すること。
- （6）雨天時の態度決定は、組合せ会議において示す各会場担当者の連絡先に朝6時～7時までの時間に問合せをすること。
- （7）大会当日、令和7年度の群馬県スポーツ少年団に登録している代表指導者・監督・コーチが参加出来なくなった場合は、別紙（上申書）を提出すること。

※代表指導者又は指導者（監督・コーチ）1名（有資格者）は必ず帯同すること。

また、大会当日はユニフォームを着た指導者が必ずベンチに入ること。